

設楽町教育振興基本計画

(令和4年度から令和8年度)



設楽町・設楽町教育委員会

目 次

序章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の性格 1
- 3 計画の期間 2

第1章 目指す設楽町の教育

- 1 基本理念 3
- 2 基本的な取組の方向 4

第2章 取組の柱と施策の展開

- 1 小中学校の学校規模適正化の推進
 - (1) 小学校の学校規模適正化の推進 9
 - (2) 中学校の学校規模適正化の推進 12
- 2 「生きる力」を育む学校教育の推進
 - (3) 一人ひとりに対応した教育の推進 14
 - (4) 保育園・小学校・中学校の連携強化 14
 - (5) 特別支援教育の充実 14
 - (6) キャリア教育の推進 15
 - (7) 英語教育の推進 15
 - (8) 地域と進める学校運営の推進 16
 - (9) ICT教育の推進 16
 - (10) SDGsの理念を踏まえた教育の推進 17
 - (11) 学校安全・防災教育の推進 17

(12) 大規模災害・感染症拡大等の緊急時における学びの保障・・・・・・・・・・18

3 青少年の健全育成

(13) 道徳教育の推進・・・・・・・・・・19

(14) いじめ・不登校の防止体制の強化・・・・・・・・・・19

(15) 健康教育・食育の推進・・・・・・・・・・20

4 生涯学習の推進、芸術文化の振興

(16) 生涯学習講座の充実・・・・・・・・・・21

(17) ニュースポーツの推進・・・・・・・・・・21

(18) 社会教育活動団体、指導者の育成・・・・・・・・・・22

(19) 社会教育施設の有効活用・・・・・・・・・・22

(20) 図書館機能の充実・・・・・・・・・・22

(21) 芸術鑑賞の機会の創設・・・・・・・・・・22

(22) 文化活動団体の育成・活動支援・・・・・・・・・・23

5 国際交流、国内交流の推進、歴史的文化の保存伝承

(23) 国内外における交流機会の創出・・・・・・・・・・24

(24) 奥三河郷土館の魅力ある展示、企画展の開催・・・・・・・・・・24

(25) 文化財保護活動団体の育成、活動支援・・・・・・・・・・24

(26) 史跡、天然記念物の保存、継承・・・・・・・・・・25

第3章 計画の推進

1 計画の推進に当たって・・・・・・・・・・26

資料

1 小中学校の児童生徒数の推計・・・・・・・・・・27

2 令和6年4月時点小学校区・・・・・・・・・・32

序章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的な改革が行われました。

また、同法には、地方公共団体の長と教育委員会の連携強化を図るため、「総合教育会議」を設け、本会議において教育の目標や施策の抜本的な方針を定めた大綱の策定が規定されました。

設楽町では、少子高齢化が進む中、地域の宝である子供を大切に守り育てていくため、地域、住民、行政が一体となって取り組んで行くことを中心とした「設楽町教育大綱」を平成 28 年 3 月に策定しました。

これまでの本町の教育行政は、設楽町総合計画を基本として進めてきたところですが、この「大綱」が令和 2 年度に終期を迎えたことを機に、新たに「設楽町教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

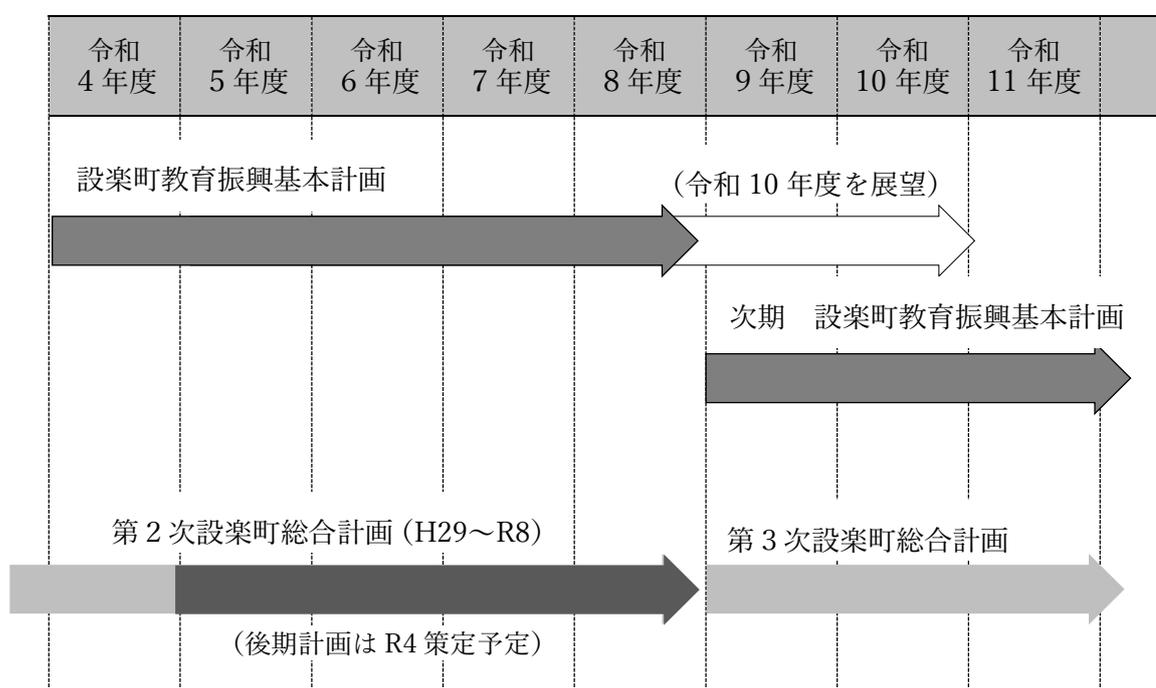
本計画は、今後の設楽町における教育の振興、教育行政を推進するための基本となるものであり、「第 2 次設楽町総合計画」の基本構想を基に、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を示すものです。

本計画を教育基本法第 17 条第 2 項に規定する当町の教育振興基本計画に位置づけるとともに、本計画における「基本理念」と「基本的な取組の方向」を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する「大綱」として位置づけます。

3 計画の期間

児童生徒数の減少傾向等を踏まえた学校の適正化の観点から、令和10年度を展望しつつ、「第2次設楽町総合計画」（平成29年度から令和8年度）の計画期間を考慮し、本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等により改訂を行う必要が生じた場合には、適宜その見直しを行うものとします。



第1章 めざす設楽町の教育

1 計画の理念

設楽町は現在、少子高齢化が進み人口減少の勢いが止められない状況です。将来を担っていくこととなる設楽町の宝である子供を大切に、「教育は人づくりである」という考えのもと、礼節、思いやりの心を持ち、将来自立して生活していくことができる生きる力を兼ね備えた子供の育成を目指します。

また、住民が生涯学び続ける気持ちを持ち、生涯現役で活躍して行くことを目指します

将来、一人でも多く「ふるさと」設楽町に愛着を持ち、地域の発展のために力を出してもらえるよう取り組みます。

基本理念

教育は人づくり

- ・ めまぐるしく変わる社会情勢や、今後ますます進む国際化などに柔軟に対応することができる、たくましい子供の育成
- ・ 生涯学び続ける気持ちを持ち、生涯学習、文化芸術の振興に取り組み、地域や社会にかかわりながら活躍することができる人の育成
- ・ 礼節、思いやりの心を持ち、「ふるさと」設楽町に愛着と誇りを持ちながら、将来の夢や目標に向かって自立できる子供の育成

2 基本的な取組の方向

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校において一定の集団規模を確保します。

取組の柱

1 小中学校の学校規模適正化の推進

- (1) 小学校の学校規模適正化の推進
- (2) 中学校の学校規模適正化の推進

生きる力を兼ね備えたたくましい子供の育成

幼少期から高等教育に至るまで、関係機関の連携により、その子にとって何が一番必要かを常に考え、一人一人にあった指導をしていくことで、将来しっかりと地に足をつけ、自立した生活ができる力を育みます。

取組の柱

2 「生きる力」を育む学校教育の推進

- (3) 一人ひとりに対応した教育の推進
- (4) 保育園・小学校・中学校の連携の強化
- (5) 特別支援教育の充実
- (6) キャリア教育の推進
- (7) 英語教育の推進
- (8) 地域と進める学校運営の推進
- (9) ICT教育の推進
- (10) S D G s の理念を踏まえた教育の推進
- (11) 学校安全・防災教育の推進
- (12) 大規模災害・感染症拡大等の緊急時における学びの保障



礼節、思いやりの心を持ち、周りの状況にながされることなく自ら考え行動できる子供の育成

命を大切にする心、他人を思いやる心を育て、溢れる情報の中で、その情報の善悪を判断していくため自らを律する心を養い、周りの状況に流されずに行動できる力を育みます。

取組の柱

3 青少年の健全育成の推進

- (13) 道徳教育の推進
- (14) いじめ、不登校防止体制の強化
- (15) 健康教育・食育の推進



自ら学び続けることで知識の向上と広い視野を持ち、生涯現役で活躍する人材の育成

少子高齢化が進む中、学びの機会を設け、町民の方が興味を持ち学び続けることで、豊かで潤いのある人生へとつなげ、生涯現役で活躍することができることを目指します。

取組の柱

4 生涯学習の推進、芸術・文化活動の振興

- (16) 生涯学習講座の充実
- (17) ニュースポーツの推進
- (18) 社会教育活動団体、指導者の育成
- (19) 社会教育施設の有効活用
- (20) 図書館機能の充実
- (21) 芸術、文化鑑賞機会の創出
- (22) 文化活動団体の育成・活動支援



自然豊かな設楽町に誇りを持ち各地で活躍する、郷土を愛し地域を支える人材の育成

学校教育、社会教育など様々な機会において国内、海外での交流のきっかけをさぐり、設楽町の良さを伝える機会を創ります。

設楽町内に数多く残っている、祭り、伝統芸能は、設楽町の豊かな自然と同様に誇るべき大切な財産です。伝統文化の継承には地域、親子のコミュニケーションが重要です。脈々と引き継がれる心を大切にし、どこにいても設楽町を思い、地域を支えていく人材を育てます。

取組の柱

5 国際交流、国内交流の推進、歴史的文化の保存、伝承

- (23) 国内外における交流機会の創出
- (24) 奥三河郷土館の魅力ある展示、企画展の開催
- (25) 文化財保護活動団体の育成・活動支援
- (26) 史跡、天然記念物の保存・継承

第2 取組の柱と施策の展開

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて

1 小中学校の学校規模適正化の推進

(1) 小学校の学校規模適正化の推進

ア 方針

- ・ 田口小学校、田峯小学校は、令和6年4月を目途に統合を進めます。
- ・ 統合後の学校施設は現在の田口小学校校舎とし、統合後の校名は「設楽町立田口小学校」とします。

イ 主な検討事項

- ・ 田峯小学校においては、児童数の減少が顕著であり、今後、児童の転入がない場合、令和5年度には全校児童が5名となり、児童1名の複式学級を編成せざるを得ない状況が明らかとなっています。このため早急な統合が必要と考えます。
- ・ 田峯小保護者全員（16名）から町長及び教育長へ提出された「小中学校の適正配置計画に関する嘆願書」により、田口小との統合を要望されましたので、これを重く受け止め、嘆願の内容に沿う方針とします。
- ・ 平成9年当時の清嶺小学校への統合に係る検討では、近い将来の田峯小と清嶺小の統合について、検討していくこととなっていました。しかしながら、約25年が経過し、田峯小の急激な児童数の減少を踏まえた現時点では、田峯小と田口小との統合が適切と判断します。

- ・ 清嶺地区には、令和3年に「道の駅したら」が建設され、国道が拡張されるなど移住定住推進活動に追い風が吹いており、地域住民は、今後も引き続き移住定住に力を注いでいくこととしています。

現時点の住民基本台帳による児童数の推計は減少傾向となっておりますが、清嶺地区住民による人口増加を目指す強い意志を踏まえ、移住定住施策等の成果により児童数が増加に転じる可能性があること、今後の出生数の推移を見ても、学校として機能していく児童数が確保できることなどにより、清嶺小は当分の間、統廃合の対象としません。

- ・ 小学校の学校規模適正化については、各学校区の移住定住施策等の成果等や児童数の推移等将来の状況を見極めながら、新たな統合も視野に入れ、継続的に検討を行います。また、検討にあたっては、教育委員会だけでなく、保護者、地域住民、教職員にも意見を求めていきます。

- ・ 令和4年度から町内全ての小学校において、積極的に集合学習等の交流事業を行います。また、既に実施されている、清嶺小と田峯小の集合学習や合同の課外活動については、その継続や田口小との連携を含めた実施の可能性を検討します。

- ・ 田峯小保護者からの「嘆願書」において、令和5年4月を望む声がありました。

複式学級を有する田峯小学校が、単式学級を有する田口小学校と統合する場合は、統合前年度において教職員を増員しカリキュラム変更をする必要がありますが、令和4年度においてカリキュラム変更に係る教職員の増員措置が難しい状況です。

令和5年度において、田峯小へカリキュラム変更に係る教職員の増員を措置し、令和6年4月に統合をします。

- ・ 新たな学校運営の検討、児童の教育環境の改善、円滑な統合を図るため、定期的に保護者会などの機会を得て、保護者の意見徴収に努めます。

- ・ 統合後の田峯地区児童の通学については、新たにスクールバスを導入して対応します。
- ・ 田峯小学校舎については、文化庁による登録有形文化財（建造物）に指定されていることを踏まえ、地域振興としての有効利用を目指すため、役場内の関係課が連携して、別途地域住民との検討する機会を設けます。
 地域の衰退を心配する住民に対して有効な地域インフラとして生まれ変われるような施策を検討します。
- ・ 統合に伴う児童の精神的不安を軽減するため、児童、教職員、保護者の間の連携を強化するとともに、統合前に田口小と田峯小による各種交流事業等を計画的に実施します。
- ・ 統合後の田口小学校において、混乱や不安を防ぎ、円滑な学校生活スタートできるよう、田峯小の教職員が継続して配置できるよう配慮します。
- ・ 統合により、保護者に学用品等の新たな経済負担が生じないように努めます。
- ・ 統合後も引き続き、学校・家庭・地域の協働による学校づくりを推進し、教育活動を充実させます。
- ・ 閉校となる田峯小について、閉校式典事業実行委員会（仮称）等による記念誌作成等に係る経費の支援を行い、伝統の継承に努めます。
- ・ 新たな田口小学校区が広大な校区を有することとなり、特に田峯小学校区の住民からは疎遠に感じる心配があることから、学校からの情報発信の手段を強化するとともに地域連携の方策(学校評議員の定数拡大など)を検討します。

(2) 中学校の学校規模適正化の推進

ア 方針

- ・ 設楽中学校、津具中学校は、令和6年4月を目途に統合を進めます。
- ・ 統合後の学校施設は現在の設楽中学校校舎とし、統合後の校名は「設楽町立設楽中学校」とします。

イ 主な検討事項

- ・ 統合に伴い、設楽町全域が学区となるため、町内の様々な自然環境、伝統芸能などの地域資源、公共インフラを活用した学習、旧中学校のそれぞれの利点を生かした学習が可能となります。また、町全体の発展を考える町民意識を育みます。
- ・ 新たな学校運営の検討、生徒の教育環境の改善、円滑な統合を図るため、定期的に保護者会などの機会を得て、保護者の意見徴収に努めます。
- ・ 統合後の津具地区生徒の通学については、おでかけ北設津具線の利用やスクールバスの導入を検討します。
- ・ 直接の受益者である保護者のアンケート調査分析によると、保護者の多数が早期統合を望んでいます。
- ・ 統合により生徒間の交友関係が広がることで、学区内の地域行事等への相互参加などにより各地域への新たな人流促進及び、生徒の視野が広がることが期待されます。
- ・ 津具中学校校舎については、地域振興としての有効利用を目指すため、役場内の関係課が連携して、別途地域住民との検討する機会を設けます。地域の衰退を心配する住民に対して有効な地域インフラとして生まれ変われるような施策を検討します。

- ・ 統合に伴う生徒の精神的不安を軽減するため、生徒、教職員、保護者の間の連携を強化するとともに、統合前に設楽中と津具中による各種交流事業等を計画的に実施します。
- ・ 統合後の学校においては、混乱や不安を防ぎ、円滑な学校生活スタートできるように、津具中の教職員が継続的に配置できるよう配慮します。
- ・ 統合により、保護者に体操着や学用品等の新たな経済負担が生じないように努めます。
- ・ 統合後も引き続き、学校・家庭・地域の協働による学校づくりを推進し、教育活動を充実させます。
- ・ 生徒が卒業後の進路を選択する際、生徒数が増えることで多くの先輩・同級生の例を参考としながら、より多くの視点から自身の将来像を考えやすくなることが期待されます。
- ・ 閉校となる津具中学校の歴史について、閉校式典事業実行委員会（仮称）等による記念誌作成等に係る経費の支援を行い、伝統の継承に努めます。
- ・ 新たな設楽中学校区が広大な校区を有することとなり、特に津具中学校区の住民からは疎遠に感じる心配があることから、学校からの情報発信の手段を強化するとともに地域連携の方策を検討します。

生きる力を兼ね備えたたくましい子供の育成

2 「生きる力」を育む学校教育の推進

(3) 一人ひとりに対応した教育の推進

町内全ての小中学校では、小規模校のメリットを最大限生かして、児童生徒の個々の理解状況や適性に合わせた「個別最適な学び」に取り組んでいるところです。また、これを補うために複数の教員が専門的な役割を分担し、協力し合いながら学級を指導する方式等を実践していますので、今後は、ICT活用の充実など新たな質の向上を図りながら取り組むこととします。

(4) 保育園・小学校・中学校の連携の強化

地域や学校区の実情に応じて、保育園、学校が連携し、教育課程の編成や幼児児童理解を目的とした体験入学・参観・協議会等の開催に取り組みます。中学校においては、キャリア教育の一環として、また、保育士の将来的な人材確保も含め、中学校における体験学習等に取り組みます。

(5) 特別支援教育の充実

出生前から子供の成長を見守っていく「設楽町子育て世代包括支援センター」を中心に、就園前からの状況を共有し、保護者の同意を得たうえで関係機関と連携し、特別な支援を必要とする場合には、就学先や入学後にどのような支援が必要か等について検討します。

入学後もそれぞれの状況に応じた体制を整え対応していくとともに、高等学校等への進学に際しても引き続き関係機関が情報を共有するなど、その子に見合った適切な教育支援を行っていきます。



(6) キャリア教育の推進

個々の児童生徒が、その発達段階を踏まえて、社会の中で生きていくために不可欠な能力を育むことを目標とし、キャリア教育を推進します。

小学校では地域体験活動等を、中学校では職場体験等を核としつつ、現在の学校での学びと将来の職業とのつながりを見通し、学習意欲を高められるような、より効果的な取組を実践します。

地域で活躍する先輩、地元企業の経営者等の経験談を聞く機会を設けることで、設楽町の地場産業に対する理解を深めるとともに地域を愛する気持ちを育てます。

国際交流事業は、設楽中、津具中の生徒数の減少に伴い、生徒宅側のホームステイ受け入れの確保が厳しくなっています。さらに、コロナ禍で海外渡航が制限されている実情も踏まえ、事業の見直しを検討します。中学1年で地域を学ぶ、中学2年で日本の首都を学ぶ、そして中学3年で海外を学ぶという学校教育での位置づけにより、学年を追って視野を広げていきます。また、社会の情勢により海外研修が実施できない場合は、中学3年生については、国内での人材育成研修事業を代替え実施します。

(7) 英語教育の推進

学習指導要領の改訂により小学校の英語が教科化されたことに伴い、外国語指導助手を小学校専属1名、中学校専属1名の2名配置とし、英語教育の充実に努めています。

また学校教育以外でも、イングリッシュキャンプや英会話教室の開催など、誰でも気軽に英語に親しむことができる機会を設けます。

(8) 地域と進める学校運営の推進

現在、学校では教職員の多忙化が大きな問題となっています。会議時間の短縮や行事の精査など負担の軽減に向けた様々な取り組みを行い業務改善していかねば、教職員の長時間労働の改善は容易ではありません。

こうした中、学校運営協議会、地域学校協働本部など、住民がより一層学校運営に協力していただく体制を整えることにより、児童生徒が安心安全な学校生活を送ることができるよう検討を進めます。

中学校の部活動については、生徒数の減少、教職員に休日を含めた指導が求められることなどによる業務負担があり、持続可能性という面で厳しさが増しています。

地域のスポーツ指導者の方々の協力を得ながら、休日の部活動の地域移行及び、生徒が多様なスポーツ経験ができるよう検討を進めます。

(9) ICT教育の推進

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会生活は大きく変わりました。企業ではリモートワークが実施されるようになりました。教育の現場でも休業期間における学びの保障や密を回避する教育環境を整えるため、一連のGIGAスクール構想におけるタブレット端末の一人1台整備を行いました。

今後、長期にわたる休業となった場合などに学校と児童生徒の家庭を結んだオンライン授業を実施できるよう、また複数学校間での合同授業や行事等が行えるよう、ネットワーク体制を整えます。

また同時に、ICT機器を有効活用する児童生徒の学びがより充実したものとなるよう、教職員の研修の機会も設けていきます。

(10) S D G s の理念を踏まえた教育の推進

各学校における総合的な学習（探求）の時間などを通して、持続可能な開発目標である S D G S の視点を踏まえた学びに取り組めます。

環境に関する出前授業や、環境関連施設の見学や身近な自然の中での体験学習など、成長段階に応じた環境学習を実施します。

また、学校教育の場面だけではなく日常的な暮らしの中でも、少しずつでも子供たちが S D G s を意識し考えていくようにしていくことが、次代を担う世代に私たちが残すべき大切なことであるとの意識を持って取り組んでいきます。

(11) 学校安全・防災教育の推進

各教科、道徳、総合的な学習（探求）の時間、特別活動等における学習内容・活動内容と防災教育との連携を図り、防災に関しての教科横断的な学びができるように工夫します。地域の防災組織等の関係機関と連携し、児童生徒が体験的な学習を通して災害時の対応や役割等について学ぶ機会をつくります。また、地域と連携した防災訓練等への積極的な参加を推奨し、自助・共助の意識の向上を図ります。消防機関等の協力を得て、各学校で救急救命に関する知識や技能を学ぶ機会をつくります。

(12) 大規模災害・感染症拡大等の緊急時における学びの保障

新型コロナウイルス感染症拡大により、これまで普通と思っていた日常生活に制約が生じ、また十分な学習機会が得られない事態となっています。加えて、日本各地で度重なり起こる異常気象により更なる制約が求められる地域も出ています。

こうした中、「どんな環境下、制約下でも学びを止めない」「速やかにできるところから、あらゆる手段を講じて学びを再開する」といった国の考え方に基づき支援や対策を施し、子供たちの学びを最大限保障することについて、本町もICT環境の適切な整備等により積極的に取り組んでいます。

今後も、あらゆる状況下で「学びの保障」がなされるような更なる環境整備を進めていきます。



礼節、思いやりの心を持ち、周りの状況にながされることなく自ら 考え行動できる子供の育成

3 青少年の健全育成の推進

(13) 道徳教育の推進

学校教育においては、それまで教科外活動として設けられていた道徳の時間が、2018年（平成30年）から特別の教科「道徳科」として位置づけられました。

地域の人々や保護者等に道徳科の授業を公開し、学校と家庭や地域が連携して児童生徒の豊かな心を育みます。世代や年齢を超えた交流、高齢者や障害者等との交流等、学校と地域、施設が協力して、様々な体験活動を一層推進します。関係機関と連携しつつ、出前授業等を通して児童生徒の情報モラルの向上を図ります。

(14) いじめ、不登校防止体制の強化

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識を持ち、学校、地域、家庭、関係機関等が連携し、いじめを認識しながら放置することのないよう、日頃から取り組んでいく体制を整えていきます。

一方、不登校に至る背景はいじめや差別といった問題も含めて多種多様であることから、児童生徒が学校や家庭等における悩みごとを気軽に相談できる環境を整えるとともに、必要に応じ関係機関で情報共有し適宜対応していきます。

引き続きスクールカウンセラー（臨床心理士等）を配置し、専門性を生かした相談活動を一層推進するとともに、いじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制を充実します。スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）を活用した相談体制の整備を検討します。

(15) 健康教育・食育の推進

心の健康や健康な生活の送り方に関する内容について、保健の学習で、それぞれの発達段階に応じた指導の充実を図るため、学校医や保健師等と連携し、感染症予防、心や性に関する健康、熱中症対策等について、学習する機会を設けるとともに、保護者に対する啓発も図ります。

食育に対する関心を高めるため、体験学習の実施や地域の食文化に触れ、世代を超えて継承する機会の充実を図るとともに、多様な食文化、習慣への理解の促進に取り組めます。



自ら学び続けることで知識の向上と広い視野を持ち、生涯現役で活躍する人材の育成

4 生涯学習の推進、芸術・文化活動の振興

(16) 生涯学習講座の充実

設楽町では、スポーツや手芸を中心に、小学生以上を対象とした生涯学習講座を実施しています。生涯を通じて学んでいくことは、豊かで潤いのある人生へとつながります。

生涯学習講座を充実させ、住民の学ぶ機会を増やし、人生の楽しみに繋がるようにします。

また、住民が自らの得意分野に関する講師となって講座を開催する機会をつくるなど、生涯現役で活躍できる人材を育成していきます。

小中学校との連携による空き教室や廃校等を活用した地域住民のための学習及び交流拠点の整備や文化・スポーツクラブ活動の推進を検討します。

多様な分野を横につなぎ、地域における学びや活動の推進役となるコーディネーターの設置（養成）や、スキルアップに取り組みます。

(17) ニュースポーツの推進

スポーツサークルやウォーキングを定期的で開催するなど、町民の健康づくりの一助となる取り組みを行っています。一定の参加者により相応の成果は上がっていますが、新たな競技や参加者の開拓、指導者の養成といった課題があります。

運動嫌い、体育嫌いといった運動を苦手とする方々や面倒と感じている方々に、スポーツの楽しさ・達成感を感じられるニュースポーツを導入・展開するため、町スポーツ推進委員等を中心に研修会への参加やICTを活用した情報収集に積極的に努めます。

ニュースポーツの紹介、小学生から大人まで幅広い年代で参加できるスポーツ大会や、健康づくり講座の開催など、広く検討していきます。

(18) 社会教育活動団体、指導者の育成

設楽町では多くの社会教育団体が活動を行っていますが、新規会員の加入や新たな活動団体の創設という点では楽観的でない状況です。

現在の取り組みの一助となるよう、団体活動の支援、指導者や新規会員の育成等に力を入れていきます。

(19) 社会教育施設の有効活用

温水プールや体育館など各所にある社会教育施設については、適宜必要な維持修繕等を行いながら、町民の健康づくりの場として活用していただいています。

利用者増に向けて魅力ある企画を立案するなど、施設を有効的に活用していきます。

(20) 図書館機能の充実

町内に2か所ある図書館では、蔵書の検索・予約システムを充実したことにより、従来の相互貸出制度も含め利便性が大幅に向上しました。また、近年の時勢により自宅等での滞在時間が長くなったことから、一回の貸出冊数を増やすなど利用形態の見直しも行っています。

今後も施設の利便性をより一層高め、町民の探究心や好奇心、学びの意欲等を満たすことができるよう努めます。

(21) 芸術、文化鑑賞機会の創出

都市部と比べ当町では、本物の芸術に触れる機会が限られてきます。保育園児や児童生徒をはじめ、広く町民に向けて、音楽や美術・芸術など文化鑑賞の機会を設けるなど、文化芸術活動の推進に努めます。

(22) 文化活動団体の育成・活動支援

手芸や芸能、芸術など様々な分野で文化芸術活動を行っている各団体は、個々の団体の活動のほか、町文化協会として年1回開催する設楽町文化祭での発表、愛知県文化協会連合会主催の文化祭での発表など、町内だけでなく幅広く団体の活動を発表しています。

しかし、会員の高齢化が顕著になっており、また近年は行動制限が求められる状況も影響し活動の機会が減少傾向にあります。

個人的あるいは少人数での活動を行っている方々の発掘や協会組織加入への働きかけ、団体活動の支援、指導者や新規会員の育成等、今後も引き続き活動の支援をしていきます。

自然豊かな設楽町に誇りを持ち各地で活躍する、郷土を愛し地域を支える人材の育成

5 国際交流、国内交流の推進、歴史的文化の保存、伝承

(23) 国内外における交流機会の創出

海外での同学年の子供との交流やホームステイを行う中学生海外派遣事業は、生徒たちが世界に目を向け広い視野を持つ契機となる取り組みとして、これまで多くの実績を残しています。しかしながら、海外渡航に係る世界的な制約等により事業実施に関し厳しい状況が続いています。

そうした中、海外のみならず国内にあらためて目を向け、貴重な地域資源や本町の地域振興の参考になる取組等を学ぶことを目的とした国内人材育成事業を進めています。

引き続き、次代を担う若者の研修事業を進めるとともに、幅広く交流の機会を創出します。

(24) 奥三河郷土館の魅力ある展示、企画展の開催

令和3年5月に移転オープンした奥三河郷土館では、設楽町の歴史、民俗、風土等に関する資料を機能的かつ幅広く展示しており、道の駅としての機能も相まって多くの来館者に親しんでいただいています。

今後、更に充実した企画展・特別展を開催して地域の魅力を発信していくとともに、観光振興の要素も加味しながら広く町内外に情報発信していきます。

(25) 文化財保護活動団体の育成・活動支援

設楽町には、有形無形の数多くの文化財がありますが、保存・継承する地域活動団体の高齢化や後継者不足といった大きな課題があります。貴重な文化財を保存していくため、活動団体の支援、助成を継続して行っています。

(26) 史跡、天然記念物の保存・継承

町内に数多く現存する貴重な史跡や天然記念物の保存に引き続き取り組むとともに、後世に引き継ぐよう努めます。



第3章 計画の推進

1 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては積極的な情報発信に留意し、地域住民、学校、保護者、児童生徒など多様な主体を尊重しつつ連携を強化していきます。

統合に係る準備の推進及び課題研究などを目的とした学校統合準備協議会を設置し、円滑な学校統合を図ります。

取り組みを持効性のあるものにしていくために、毎年度、その進捗状況について、教育委員会定例会にて点検・評価を行います。

その上で、必要に応じて施策・事業の見直しを行うなど、計画のさらなる充実に取り組みます。



資料

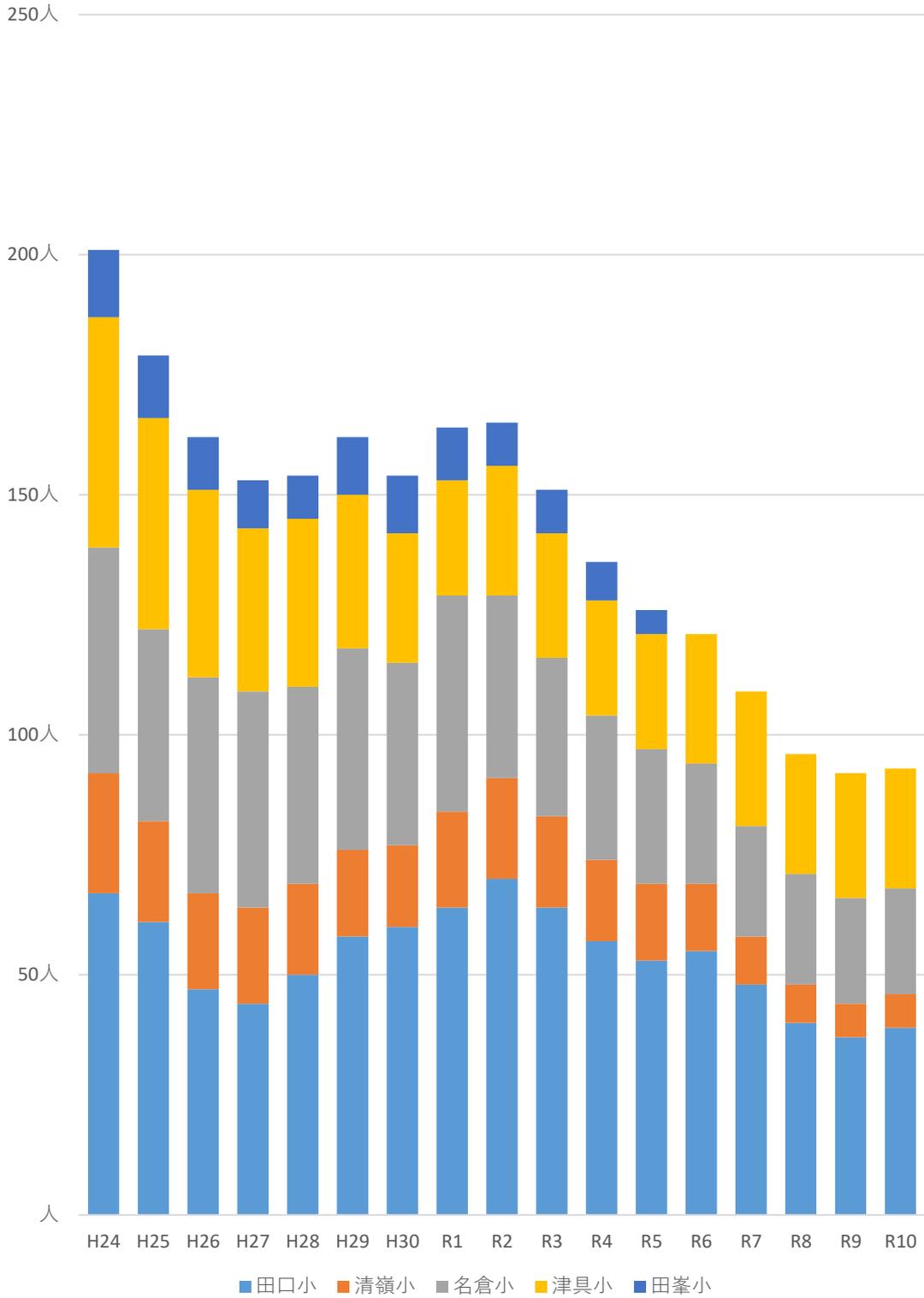
1 小中学校の児童生徒数の推移

	田口小	清嶺小	田峯小	名倉小	津具小	小学校計	設楽中	津具中	中学校計	小中合計
H24	67	25	14	47	48	201	102	33	135	336
H25	61	21	13	40	44	179	105	32	137	316
H26	47	20	11	45	39	162	99	31	130	292
H27	44	20	10	45	34	153	88	30	118	271
H28	50	19	9	41	35	154	77	22	99	253
H29	58	18	12	42	32	162	66	19	85	247
H30	60	17	12	38	27	154	66	18	84	238
R1	64	20	11	45	24	164	54	21	75	239
R2	70	21	9	38	27	165	60	18	78	243
R3	64	19	9	33	26	151	58	14	72	223
R4	57	17	8	30	24	136	67	13	80	216
R5	53	16	5	28	24	126	70	14	84	210
R6	55	14		25	27	121	82		82	203
R7	48	10		23	28	109	82		82	191
R8	40	8		23	25	96	77		77	173
R9	37	7		22	26	92	70		70	162
R10	39	7		22	25	93	54		54	147
R11							49		49	
R12							51		51	
R13							55		55	
R14							46		46	
R15							41		41	
R16							38		38	

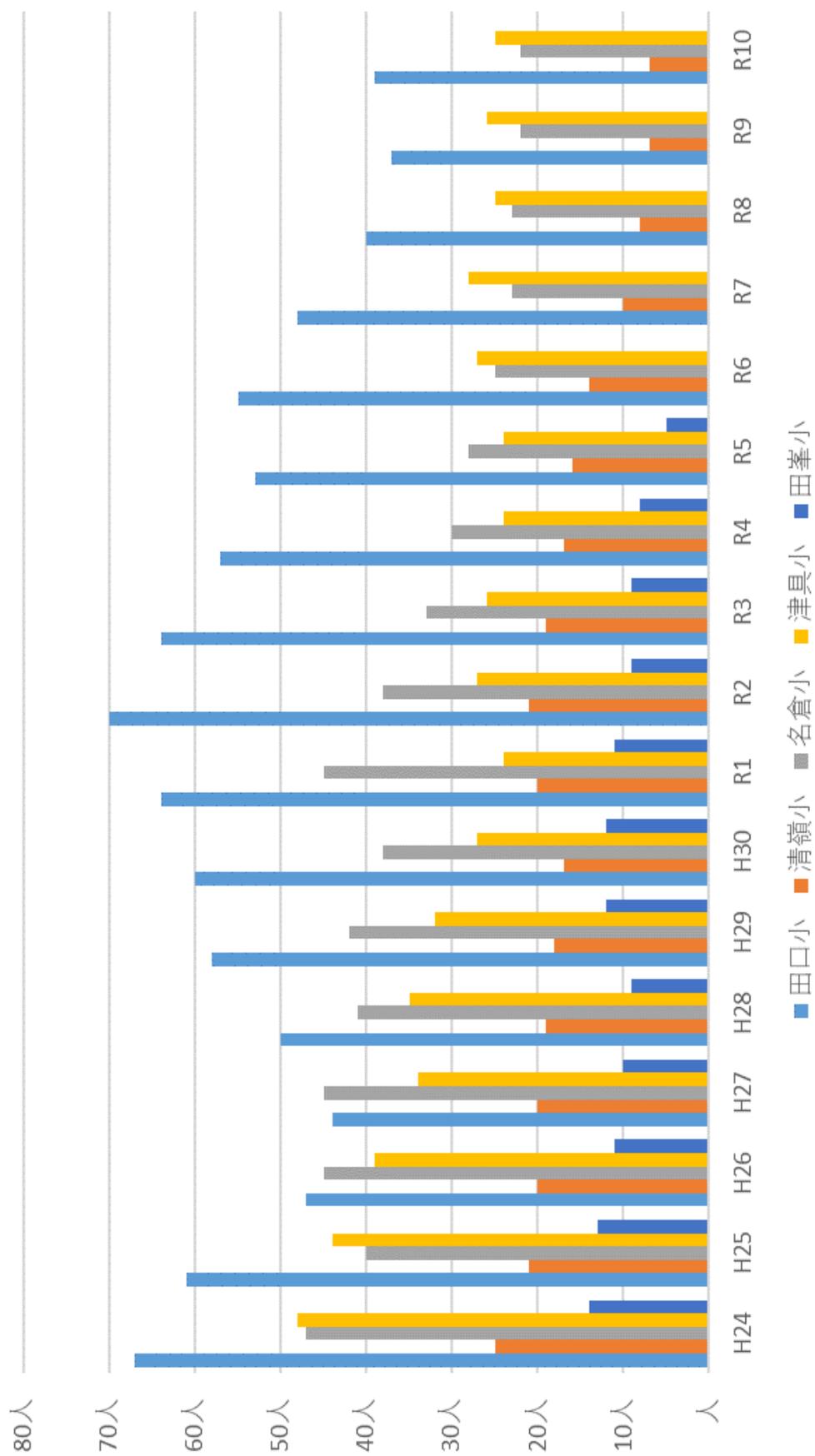
※H24～R3は各年5月1日時点の児童生徒数です。

※R4以降については、R4.4.1時点の住民基本台帳を基に、①現状を踏まえた補正、②転入状況を踏まえた補正、を行っています。

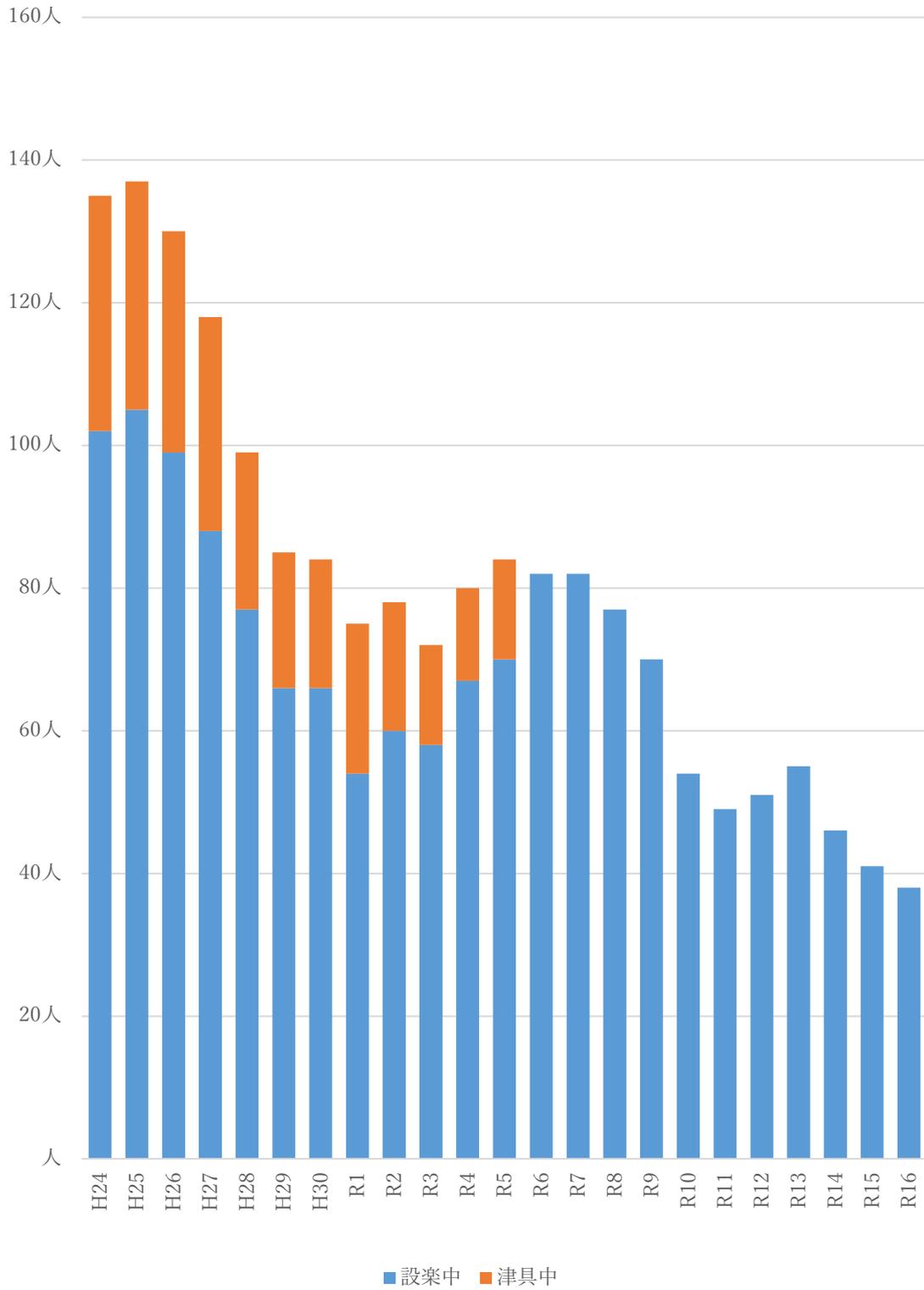
小学校児童数の推移



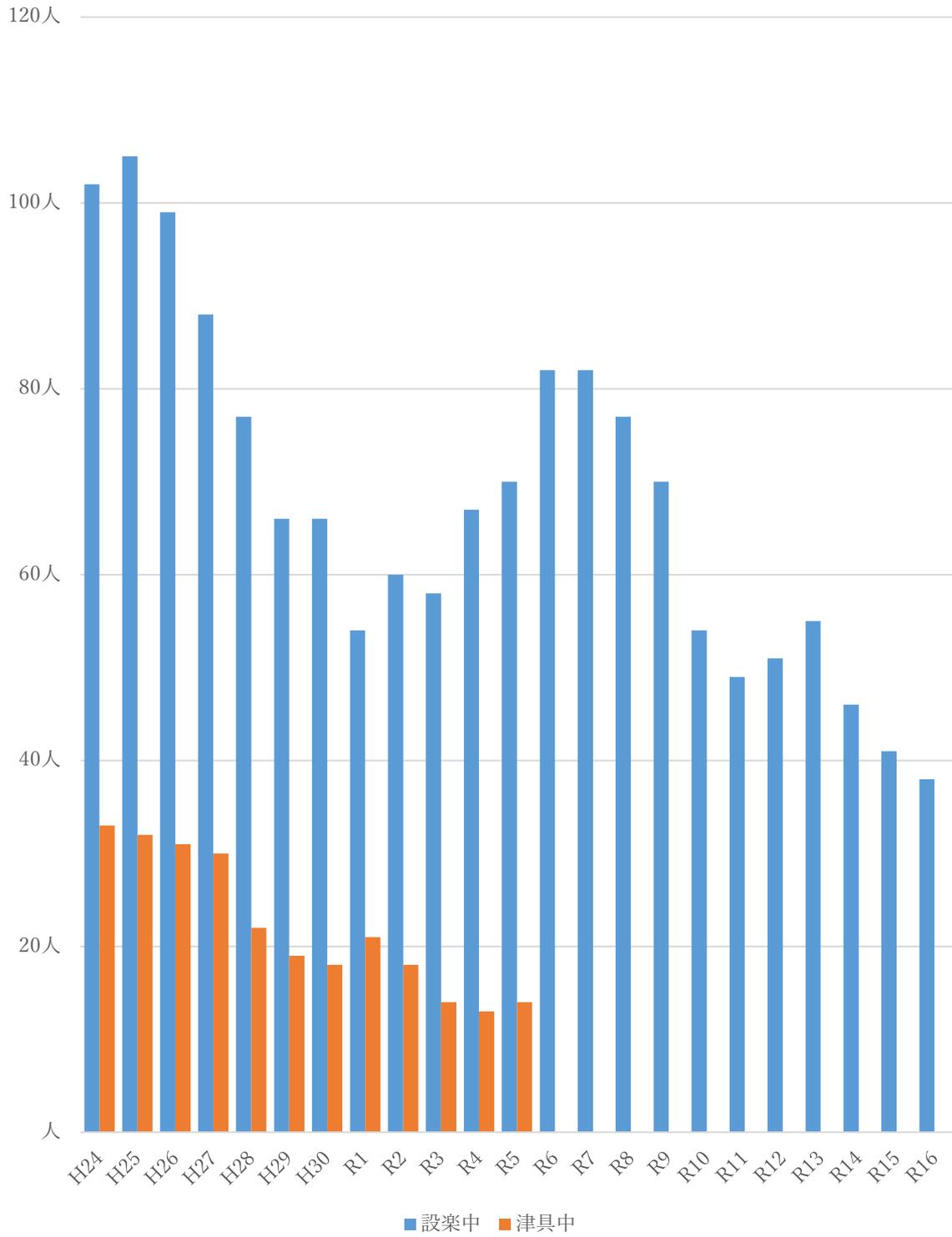
小学校児童数の推移



中学校生徒数の推移



中学校生徒数の推移



2 令和6年4月時点小学校区



設楽町教育振興基本計画 令和4年度～令和8年度
令和4年7月 設楽町・設楽町教育委員会
〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地
電話：0536-62-0531 FAX：0536-62-1332